

苦小牧市教育委員会會議録

会議区分	苦小牧市教育委員会 第 13 回 定例委員会				
日 時	平成 18 年 10 月 26 日 自 15 時 00 分 至 15 時 59 分				
場 所	苦小牧市役所庁舎 9 階第 1 委員会室				
出席委員	委員長 吉本俊憲 委員 鈴木正樹 委員 佐藤郁子 委員 佐藤守 委員 山田眞久				
欠席委員					
會議録署名委員	佐藤郁子委員				
會議録作成職員	総務課総務係主事 塩野良子				
事務局職員	学校教育部長 小玉孝幸 スポーツ生涯学習部長 今田和史 総務課長 照井進 総務課副主幹 池渕雅宏 総務課総務係主事 塩野良子				
會議案件	別紙のとおり				
會議の経過概要	別紙のとおり				

1 委員会開会の宣言（吉本委員長） ……15時00分

2 会議録署名委員の指名（佐藤郁委員）

3 報 告（山田教育長）

・ 小学校の学芸会・学習発表会も無事終了し、学校は落ち着きを取り戻しながら、授業公開・校内研修などに力を入れ、子ども達には基礎基本を身につけさせ、確かな学力や豊かな心など「生きる力」の育成・二学期のまとめに向かう時期となり、これから

の成果を期待しているところである。

・ 9月30日は北光小学校の開校50周年記念集会と式典に委員の皆様もご出席いた
だいたことを感謝申し上げたい。長い歴史を紐解き、未来に向かって新たな飛躍を子
どもたちに喚起させるため、学校ぐるみの準備にはご苦労があったと思われるが、立
派な式典となり喜ばしく思っている。このあとは、28日に30周年を迎える北星小
学校の式典、11月25日には130年を迎える西小の式典と続くので、こちらにも
是非ご出席くださるようよろしくお願ひしたい。

（1）滝川市で起きた小学生の自殺について

　　昨年の9月に起きた際に、場所が教室内での事故だったので何かあったのではないかと気になっていたが、1年後に大きく報道され、今や社会問題に発展している。
　　経過はご案内のとおり、遺書が残され、その内容は誰が読んでもいじめと窺える文
面であったが、滝川市教委は慎重に調査を継続したため対応が遅くなつたと謝罪した
が、いじめとの関連は特定できないと説明した。このため、全国から抗議が殺到し、
加えて伊吹文部科学大臣からも「握りつぶしてはいけない」と批判されました。こう
したことから、市教委は最終的にはいじめがあったと判断し、正式に謝罪するととも
に、責任を取つて教育長・教育委員長が辞職することになったところである。

こうした混乱の原因は、いじめが「受けた側の立場からの基準で判断しなければならない」といういじめの定義への認識がずれていたこと、次に被害者側への誠意を何よりも優先しなければならないのに、残った児童への聞き取りや心のケアに時間をかけ、特定できないまま先送りを続け、結果的に不信感を高めたことである。

実際に、学校で起きる事件・事故は、教育の場であることから個々の人権を尊重し、聞き取りには慎重にならざるを得ず、しかも被害者も加害者も指導によって支援するという教育的配慮が働くことから、時間がかかりすぎるとの指摘がよくある。

本市においては、過去に中学生の自殺があり、この教訓から実態把握システム、マニュアル作成、生徒指導委員会、外部機関との対策委員会、いじめ電話相談、スクールカウンセラー4名を配置するなど、対策を講じているが、よりきめ細やかに「いじめのサインはないか、対策組織は機能しているか」を点検しなければならないと考え、昨日もスクールカウンセラー4名と各学校の情報交流を行ったところである。

さらに、根本は日常的な「学校と子ども・保護者」との信頼関係を構築することであることから、様々な問題や事故の場面においては、学校はもとより市教委も誠意を示し、緊張感を持って対処しなければならないと思っており、今月の校長会議・教頭会議で直ちに指示したので、ご理解いただきたく思っているところである。

(2) 国旗・国歌に関する判決・裁決について

まず、教職員への強制は違憲であるという判決について市教委としての見解をご説明したい。この裁判は、東京都教育委員会が校長に通達を出し、職務命令で儀式での実施を強制し、これに違反したことを理由に都教委が懲戒処分を行ったことに対して、教職員側が通達に従う義務がないことの確認と損害賠償を求めた訴訟の判決である。

判決では、「教職員に一律に義務を課すことは思想・良心の自由の制約であり、強制するに等しく教育基本法や憲法に違反する」としている。そして、教職員が「起立を拒否しても教育目標を阻害する恐れはなく、都教委が懲戒処分までして強制するのは行き過ぎた措置である」と述べているが、ここだけを見ると現場が困惑し、これから

の指導が不安になるという印象を受ける。

しかし、判決では「生徒が日本人としての自覚を養い、将来、国際社会で信頼されるために、国旗・国歌を尊重する態度を育てることは重要で、式典で国旗を掲げ、国歌を齊唱させることは有意義」と認め、「教職員は国旗掲揚、国歌齊唱に関する指導を行ふ義務を負い妨害行為や生徒に起立などの拒否を煽ることは許されない」としている。つまり都教委の裁量権の乱用を認めたものであり、学習指導要領についての否定ではない。北海道では札幌市が職務命令を発しており、早速今の市議会で質問があつたと聞いているが、本市や道教委は職務命令を出してまでの実施は控え、あくまでも教職員には校長が粘り強く理解を求めて指導し、学校の裁量を尊重していく这样一个ス

もう一つは、先日、5年前に俱知安町の中学校で行われた卒業式で、同校教諭が君が代の演奏を妨害した行為に対して、道教委が下した戒告処分は違法であるとして北教組が行った処分取り消し不服申し立て事案について、道人事委員会は主張を認め、処分の取り消しを裁決したというニュースがあった。

これはCDカセットで演奏開始直後、この教諭はカセットを会場から持ち去りながらスイッチを切って演奏を中止させたものである。

この学校では職員会議で国歌齊唱を式次第に入れることが決定されないまま、歌の練習は行わず、教職員にも当日曲が流れることも知らされておらず、校長が当日用意したカセットから曲が流れたことに対して阻止しようとして起きた混乱である。

裁決では教職員の総意を得ないので校長の校務掌握権は「正式な決定を欠くなど手続き上の重大な瑕疵があったと言わざるを得ない」とし、職務上の義務違反を問うことはできないとした。

職員会議は最高決定機関か校長の諮問機関かという議論はあるが、義務教育では大学の教授会とは違い、諮問機関であるというようになっている。したがって、この解釈と職場の認識との食い違いを今後どうするかが課題と思われる。

この判決で基本方針が変わるわけではないことを校長会議で確認している。なお、

道議会では地元の遠藤連議員の質問に対し、吉田教育長が「これまで通り学習指導要領に基づいて適切に行われるよう指導を継続して参ります」と答弁している。以上が基本姿勢であるので、委員の皆様のご意見があればお伺いしたいと思っている。

(3) 北海道教育の日に向けた本市の取り組みについて

先に、11月1日が北海道教育の日と制定され、これに向けて本市の実行委員会を立ち上げるべく準備していたが、9月に正式に立ち上がった。名称は「北海道教育の日を進める会」となった。11月はこの実施月間となることから、各学校は市民アピールを兼ねて、学校行事の冠に教育の日をつけるなど、工夫することにしている。

また、ちょうどこの時期は、例年中学校区連絡協議会の主催で「ふれあいコンサート」や「教育講演会」が開かれている。そこで今回、錦岡・樽前地区校区連が世界的に著名な遺伝子研究の第一人者である「筑波大学名誉教授の村上和雄氏」を講師に迎えて教育講演会を予定していることから、これをバックアップすることになった。

道民・市民がこぞって家庭教育や学校教育、さらには生涯学習に関心を持ち、手を携えていくことの大切さをアピールできれば嬉しいし、次年度以降に長く継続させ、育てていくことが大切であると考えている。

(吉本委員長) ありがとうございました。ただいま教育長の報告があったとおりでござります。何か関連しましてご質問あるいはご意見があれば承りたいと思いますがいかがでしょうか。

(佐藤守委員) 先程のいじめの問題ですが、市教委には毎月とか、3ヶ月に1度とか、件数的な報告というものはあるのでしょうか。

(教育長) 3ヶ月に1回ずつ、市教委の形式に基づいて、各学校の実態を報告することになっている。1件につき1枚ということで、3件あれば3枚になり、それぞれ対象者は何年生などと集約しております。

件数について、前回調査したものでは、小学校1件、中学校1件挙がって

きました。さらに今回は11月の冒頭に提出するような方向で、今回このようなことがありましたので、慎重に見るなどして若干挙がってくる件数が増えてくるのではないかと思いますが、そういう対応をしていきたいと考えています。

(佐藤守委員) 件数は解決したものも挙がってくるのでしょうか。

(教育長) それは、今抱えているという部分で挙がってくるわけで、正直言ってマスコミ等で皆さんご存知でしょうけれども、文部科学省で規定している弱い者に対して一方的に強い者の人数が多く、長期間に渡っていじめを繰り返し、その被害に遭っている側が精神的にも肉体的にも苦痛を感じている、この基準に照らした時には、本当にそこまでいっているとなれば、ある意味では深刻ないじめであって、どうしてもそこまでいっているのではなくて、もっと軽く終わってしまっているようなことが繰り返されていますので、当然挙がってきた数字で苦小牧の場合は、今も継続していますという形で報告しているのないと思うのです。教育委員会なり学校なりが対応していて、だいたい数ヵ月後に治まるというふうに捉えていますけれども、その捉え方で本当に充分なのかということについては、検討しなければならないと思っています。

(吉本委員長) 他にご質問はありますか。

(鈴木委員) 私も滝川の小学生の自殺に関する問題なのですが、新聞・テレビ等のニュースを見聞きしていると、滝川の教育委員会の対応が遅かったとか、今回の遺書にはいじめという言葉が入ってなかっただけでいじめとは認めないというような問題がニュースなどで入っていたのですが、今回、滝川市教委の方で対応が遅れたというのは、文言でいじめが入っているのかいないのかという判断が難しかったのではないかと思いますけれども、もし、苦小牧でこういう事例が起きてしまった時に、滝川と同じような感じになっていたのではないかと思うのです。

今、國の方では文書的に直していくかなければならないものは直していくと
いうような話になっていますけれども、苦小牧市教育委員会としてそういう
問題が起きた時にどういうふうに対処していくのか、すぐに公表するの
か、決められたものに則っていくのかという非常に難しい面があると思う
のですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

(教 育 長) 基本的に今言った数字というのは件数の報告です。

いじめの問題については、当然、解決しなければならないのは、学校現場
だと思います。ただ、学校現場の解決の仕方というのが、教育委員会に挙
がってきていてその情報を共有しているかという問題が急がせるかのんび
りやらせるかの大きな解決の分かれ道になるのです。

そういう点では、先程も言ったようにいじめの実態調査を3ヶ月に1回は
行っています。行っている中身・結果については当然、学校とやり取りは
しますし、その数については校長会で隠すことなく、今何件挙がってきて
いますといつも報告しています。

一番大事なのは、例えば、今どのレベルで学校が挙げてくれているの
か、その基準があいまいなのです。その部分を見直す必要があるのではないか
と思います。端的に言いますと、ひとつの例ですが、今クラスの中で
担任はいじめが起きているとわかっているが、全校の問題としていないレ
ベル、つまり担任が解決できると思っている範囲なのか、それとも全校的
に先生方みんなで色々な手を打とうというレベルまでできているのか、さら
には、教育委員会の指導を仰がなければ大変だというレベルになっている
のか、それぞれの段階があって、各学校がどの段階で挙げてきているのか
というのが正直言って不明な部分もあるのです。したがってその辺の部分
をきちんと整理する必要があると思っています。

前から、いじめの問題でも生徒指導の問題でも、一人で抱え込みず、必ず
みんなに表に出しなさいとよく言われている。子どもが先生にいじめられ

ていますと訴えてきたりとか、担任が子どもの机などにいたずら書きがされているのを見つけたりとか、給食の時や修学旅行に行く時に同じグループになりたくないとか、子どもたちの生活の中でそういうサインだとか、行動が見つけられるという場面があると思うのです。その部分の中でどんなふうに関わって対応してきたのかということを、今までではどちらかというとそれぞれの観点で行ってきたものをもう少しきちんと整理していかなければならぬと思っています。

これを今、国などもどうするのかということを考えていかなければならぬのではないか、ただ何件という数字だけ挙がってきてという問題ではないんだろうというふうに意識が高まってきていると思います。

(佐藤郁委員) 私もいじめについての質問と意見なのですが、3ヶ月に一度というのは、果たして妥当な数字なのかということと、道教委が書類を紛失したのか黙認したのかはっきりとしたことはわかりませんけれども、そういう事態が発生すること自体、例えば外部評価に響くだとか、学校の中での自分の評価に響くというようなことが作用するのであれば、そこも考えていかなければならぬところだと思うのです。

教育的配慮というのはもちろん必要で、年齢が低ければ低いほど理解するということが中々ないので、保護者交えて色々なことを解決していくければいけないのですが、その時に教育委員会ですとか教育委員が携わることはどういうことなのだろうかというのが今回の事件で思いました。

教育委員は都市部によって違うと思うのですが、いわゆる名誉職化しているとか、形だけだとか、そういうふうに思われること自体、この活動がないのではないかということと、実際、鈴木委員さんがおっしゃったように、苫小牧で起きた場合に教育委員会はどうするのか、起きてはいけないことなのですけれども、想定して考えていかなければいけないかなと思います。

3ヶ月に一度は、現場からすると少なすぎるのではないか、当事者にしてみれば、非常に長い期間だと思うのです。その辺りから、現場がもう少し回数を多くしてくださいとか、そういう声が上がってきてないのかというのも、私は不思議なのです。

決して、いじめがないという所はないような気がします。大なり小なりあると思うので、3ヶ月に一度の報告では少ないのでないかなというのは今回感じたことなので、この回数を増やすことが簡単にできるのか、道教育委の意見を仰がなくてはいけないことなのか、その辺がちょっとわかりません。

(教 育 長) 二つ出されました、一つは回数の問題ですけれども、これは学校の方へ教育委員会からの調査になります。

学校の方からどんどん挙げてもらうのは構わないことですし、学校の中対策委員会を行っているかもしれない、事例研究を行っているかもしれない、そういう部分で学校側がそういう場を何回持っているのかということについてではなくて、あくまでも学校に教育委員会から出してくださいと、これもいつでもいいですよといつても中々挙がってきませんから、むしろ期間を決めてあげたら、学校も必ず挙げなければならぬという緊張感ができるですから、ある意味では良いと思います。

あくまでも、これは学校が挙げるか挙げないかという部分に関わってくるのです。どうしても挙がってこない、先生方が気づいていない、まだ挙げる段階ではないことがあるものですから、その辺をもう少し整理しなければならないと思っているのです。

ちなみに、市独自のスクールカウンセラー4名がいます。この先生方は毎月1回ずつ学校訪問をして、いじめの実態、不登校の実態について聞き取り調査を行っているのです。ですから、3ヶ月に一度の報告とスクールカウンセラーの立場とは違います。

それから、中学校の場合は心の教室相談員さんが各学校に週 2 回か 3 回、勤務しています。この人たちはある意味で、子どもたちといじめに限らず様々な話題の中からサインをキャッチするという仕組みです。

ここでも非常に難しいのは、子どもの側から見たら、そういう相談を先生方には言いたくないけれども、この相談員さんなら言えるということもありますから、変にこれをすぐに先生に伝えてしまうと信頼関係がなくなってしまうという問題もありますから、その辺の判断をしながら、これは考え方なければならないというものについては、学校と連携をとって進めいくというようなことで、現在、学校の方には心の教室相談員さんがいらっしゃるということと、スクールカウンセラーさんも行っている、市教委が 3 ヶ月ごとにいじめの件数をまとめているという形式の中で対応しているということですので、お知らせしたいと思います。

それから、教育委員会のあり方、何ができるかできないのかを含めての話ですけれども、私も滝川市教委がどういう対応をしていたのか、結果としてああいう形になりましたが、去年から教育委員会の中でどれほどの回数の話題でこういうことが話されていたのか、どういう形で学校に入ったのか、その辺は私もわかりません。

滝川の事例はお話しできませんが、連帶責任的に教育委員会の果たす役割は何かというところまで話がきておりますから、定期的に私がこういう場の中で、最近こんないじめがありましたということについて情報をまず知っていただき、その問題についてはまた次回どうなっているか教えてくださいという情報交流が第一であろうというふうに思います。

さらに、皆様方に例えば意見が寄せられる場合もあり、市民の声もあるかもしれない。巷で聞く話題などであちらの学校でこんなことが起きているのではないかということについての情報交流が必要になる。学校に関わっている委員さんもいれば、中々ないという委員さんもいて、その辺が難し

い部分もありますけれども、少なくとも情報交流が必要であり、いじめの程度や中身によっては、やっぱり教育委員会の立場というのは、学校に指導したり、アドバイスを与えてたりする機関だと思うのです。そういう点で例えばいじめがあったということで、直接聞いてみたいと思ったら、校長先生も交えて教育委員会の中で話を聞くという場合も必要になるかもしれませんし、苫小牧の場合は最近そういう深刻になる話題がなかったですが、いじめ根絶対策会議も行っていますし、心を育てる強調月間の冒頭に、各学校においては子どもによるアンケートのいじめとか、いじめ防止の標語・ポスターコンクールを行っていますが、子どもの側からの情報をどう把握するか、先生方からの見立てをどうするのかという両方の側面が必要になってくると思いますし、その結果について、こういう場で論議し合うことが必要ではないかと思います。

(吉本委員長) これはここですぐ結論を出すものではなくて、少なくとも一人一人の自己認識の中で今後どういうふうに考えて、またそれがどういう形で発言をして行動をしていくかという問い合わせだろうと思います。

ただ、今あるとかないとかというお話も含めて、今後、大いにアンテナを張りめぐりまして情報収集しながら対応していきたいというふうに考えていこうではありませんか。よろしいですか。

— 一同「はい」の声 —

4 議案審議

議案第1号 教職員の処分内申について

(人事案件のため、秘密会とする旨、議決する。)

5 委員会閉会の宣言（吉本委員長） …15時59分

以上のとおり会議の概要を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。